○農林水産省告示第二千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字宮ノ後二三四二の五、二三五六の二、二三五八の一、二三五九の一、二三五九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ後二三五六の二・二三五八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県和賀郡西和賀町湯本二九地割二二の三（次の図に示す部分に限る。）、二二の五二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び西和賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年九月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市吾平町上名字白目牟田六八の二、六八の四、字村前三八一六の一、吾平町麓字上床五三八〇の一・字松吹六〇七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字砂ヶ野六二八三、六二八七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十七号

中央卸売市場における卸売業務に係る卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項の許可について告示した事項に変更があったので、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十日

農林水産大臣　林　芳正

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

地位を承継する卸売業者の名称　盛岡水産株式会社

地位を承継される卸売業者の名称　岩手魚類株式会社

卸売の業務を行う市場　盛岡市中央卸売市場

取扱品目の部類　水産物部

事業の譲渡し及び譲受けの年月日　平成二十五年八月二十六日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項

卸売の業務を行う者の名称　岩手魚類株式会社

卸売の業務を行う市場　盛岡市中央卸売市場

取扱品目の部類　水産物部

許可の年月日　昭和四十五年七月十八日

○経済産業省告示第百九十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月二十日から施行する。

平成二十五年九月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充

表中

五　シャコガイ科全種（Tridacnidae spp.）の殻（1つの完全な殻又は2枚で1対となる殻を1個とする。）	3個以下（総重量が3キログラム以下の場合に限る。）
六　第一号から前号までに掲げる貨物以外の貨物	4個以下

を

五　シャコガイ科全種（Tridacnidae spp.）の殻（1つの完全な殻又は2枚で1対となる殻を1個とする。）	3個以下（総重量が3キログラム以下の場合に限る。）
六　アガーウッド（Agar Wood）	木片1キログラム以下及び油24ミリリットル以下並びにビーズ、ロザリオ、ネックレス又はブレスレットを合計した数量が2個以下
七　第一号から前号までに掲げる貨物以外の貨物	4個以下

に改める。

○経済産業省告示第二百号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第四号の規定に基づき、平成二十四年経済産業省告示第百六十七号（輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月二十日から施行する。

平成二十五年九月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充

表中

六　シャコガイ科全種（Tridacnidae spp.）の殻（1つの完全な殻又は2枚で1対となる殻を1個とする。）	3個以下（総重量が3キログラム以下の場合に限る。）
七　第一号から前号までに掲げる貨物以外の貨物	4個以下

を

六　シャコガイ科全種（Tridacnidae spp.）の殻（1つの完全な殻又は2枚で1対となる殻を1個とする。）	3個以下（総重量が3キログラム以下の場合に限る。）
七　アガーウッド（Agar Wood）	木片1キログラム以下及び油24ミリリットル以下並びにビーズ、ロザリオ、ネックレス又はブレスレットを合計した数量が2個以下
八　第一号から前号までに掲げる貨物以外の貨物	4個以下

に改める。